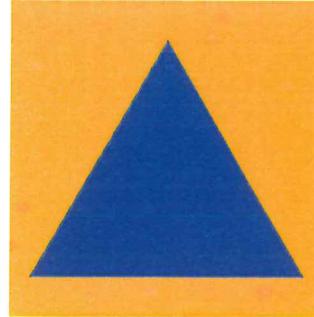
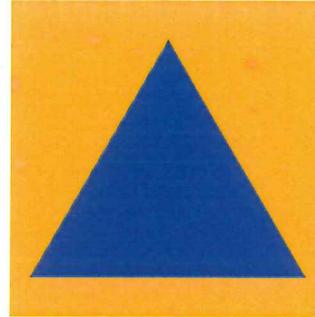


奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘 要
	<p>奥出雲町国民保護計画</p>  <p>令和3年8月 奥出雲町</p>	<p>奥出雲町国民保護計画</p>  <p>令和7年6月 改訂 島根県 奥出雲町</p>	時点修正

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
	第1編 総論	第1編 総論	
	第1章 奥出雲町の責務、計画の位置づけ、構成等	第1章 奥出雲町の責務、計画の位置づけ、構成等	
1	1 奥出雲町の責務及び奥出雲町国民保護計画の位置づけ (1) 奥出雲町の責務 奥出雲町（奥出雲町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び島根県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、奥出雲町国民保護計画に基づき、 <u>国民</u> の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 (2)～(3) (略)	1 奥出雲町の責務及び奥出雲町国民保護計画の位置づけ (1) 奥出雲町の責務 奥出雲町（奥出雲町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び島根県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、奥出雲町国民保護計画に基づき、 <u>町民等</u> の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。 (2)～(3) (略)	対象者の明確化
		2 奥出雲町の国民保護計画の構成 3 奥出雲町国民保護計画の見直し、変更手続 第2章 国民保護措置に関する基本方針	2 奥出雲町の国民保護計画の構成 3 奥出雲町国民保護計画の見直し、変更手続 第2章 国民保護措置に関する基本方針
3	(略) (1)～(2) (略) (3) <u>国民</u> に対する情報提供 奥出雲町は、武力攻撃事態等においては、 <u>国民</u> に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。 (4)～(9) (略)	(略) (1)～(2) (略) (3) <u>町民等</u> に対する情報提供 奥出雲町は、武力攻撃事態等においては、 <u>町民等</u> に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。 (4)～(9) (略)	対象者の明確化
		第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 〔略〕 〔新設〕 ○奥出雲町の事務	第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 〔略〕 国民保護措置について、町、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おおむね次に掲げる業務を処理する。 〔奥出雲町及び島根県〕
6	機関の名称 事務又は事務の大綱 奥出雲町 (略) 〔新設〕	機関の名称 事務又は事務の大綱 奥出雲町 (略) 島根県 1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 県民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を超える住民の避難に関する措置、その他の県民の避難に関する措置の実施 7 救難の実施、安否情報の収集及び提供、その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び対策、緊急通報の発令、避難の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集、その他の武力攻撃災害への対応に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置、その他国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施	県計画に準じた追記

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要																																
7	<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <hr/>	<p>[指定地方行政機関]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務又は事務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中国四国管区警察局</td> <td> 1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制 </td> </tr> <tr> <td>中国総合通信局</td> <td> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成 </td> </tr> <tr> <td>中国財務局 (松江財務事務所)</td> <td> 1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会 </td> </tr> <tr> <td>神戸税關(境税關支署)</td> <td> 1 輸入物資の通関手続 </td> </tr> <tr> <td>中国四国厚生局</td> <td> 1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及び蔓延の防止 3 保健衛生の確保 </td> </tr> <tr> <td>島根労働局</td> <td> 1 被災者の雇用対策 </td> </tr> <tr> <td>中国四国農政局 (島根県拠点)</td> <td> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧 </td> </tr> <tr> <td>近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)</td> <td> 1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給 </td> </tr> <tr> <td>中国経済産業局</td> <td> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工獻業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興 </td> </tr> <tr> <td>経済産業省中国四国 産業保安監督部</td> <td> 1 火薬類、高压ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策 </td> </tr> <tr> <td>中国地方整備局 (出雲河川事務所) (松江国道事務所)</td> <td> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 </td> </tr> <tr> <td>中国運輸局 (島根運輸支局)</td> <td> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安 </td> </tr> <tr> <td>大阪航空局 (美保空港事務所)</td> <td> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保 </td> </tr> <tr> <td>東京・福岡航空交通管制部</td> <td> 1 航空機の安全確保に係る管制上の措置 </td> </tr> <tr> <td>大阪管区気象台 (松江地方気象台)</td> <td> 1 気象状況の把握及び情報の提供 </td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務又は事務の大綱	中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制	中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成	中国財務局 (松江財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会	神戸税關(境税關支署)	1 輸入物資の通関手続	中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及び蔓延の防止 3 保健衛生の確保	島根労働局	1 被災者の雇用対策	中国四国農政局 (島根県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧	近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給	中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工獻業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興	経済産業省中国四国 産業保安監督部	1 火薬類、高压ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策	中国地方整備局 (出雲河川事務所) (松江国道事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧	中国運輸局 (島根運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安	大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保	東京・福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置	大阪管区気象台 (松江地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供	
	機関の名称	事務又は事務の大綱																																	
	中国四国管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制																																	
	中国総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成																																	
	中国財務局 (松江財務事務所)	1 地方公共団体に対する災害復旧のための財政融資資金地方資金の貸付 2 金融機関等に対する特別措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会																																	
	神戸税關(境税關支署)	1 輸入物資の通関手続																																	
	中国四国厚生局	1 医療の指導及び監督 2 感染症の発生及び蔓延の防止 3 保健衛生の確保																																	
	島根労働局	1 被災者の雇用対策																																	
	中国四国農政局 (島根県拠点)	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧																																	
	近畿中国森林管理局 (島根森林管理署)	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給																																	
	中国経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工獻業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興																																	
	経済産業省中国四国 産業保安監督部	1 火薬類、高压ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保 2 鉱山における災害時の応急対策																																	
	中国地方整備局 (出雲河川事務所) (松江国道事務所)	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧																																	
	中国運輸局 (島根運輸支局)	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安																																	
	大阪航空局 (美保空港事務所)	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保																																	
	東京・福岡航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置																																	
	大阪管区気象台 (松江地方気象台)	1 気象状況の把握及び情報の提供																																	
				県計画に準じた追記																															

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
7		<p>第八管区海上保安本部 (境海上保安部)</p> <p>1 船舶内にある者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消防活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置</p>	県計画に準じた追記
8	<p>[新設]</p>	<p>機関の名称</p> <p>事務又は事務の大綱</p> <p>中国四国地方環境事務所</p> <p>1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集</p> <p>中国四国防衛局</p> <p>1 所管財産(周辺財産)の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整</p> <p>[指定公共機関及び指定地方公共機関]</p> <p>機関の名称</p> <p>事務又は事務の大綱</p> <p>【災害研究機関】</p> <p>1 武力攻撃災害に関する指導、助言等</p> <p>【放送事業者】</p> <p>1 警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに緊急通報の内容の放送</p> <p>【運送事業者】</p> <p>1 避難住民及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保</p> <p>【電気通信事業者】</p> <p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>【電気事業者】</p> <p>1 電気の安定的な供給</p> <p>【ガス事業者】</p> <p>1 ガスの安定的な供給</p> <p>【水道事業者】</p> <p>1 水の安定的な供給</p> <p>【水道用水供給事業者】</p> <p>【工業用水道事業者】</p> <p>郵便事業を営む者</p> <p>1 郵便の確保</p> <p>【一般信書便事業者】</p> <p>1 信書便の確保</p> <p>【病院その他の医療機関】</p> <p>1 医療の確保</p> <p>日本赤十字社</p> <p>1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答</p> <p>日本銀行</p> <p>1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持</p>	県計画に準じた追記

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
	第4章 奥出雲町の地理的、社会的特徴		
9	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 気候 気候は年間の平均気温が12°C前後、年間降水量は2,000mm以下で、夏は比較的に過ごし易く、冬は寒さが厳しい山陰の代表的な内陸型気候である。11月の中頃から雪が降り始めることもあります、時には3月の中頃まで降雪がある。</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 気候 気候は年間の平均気温が13°C前後、年間降水量は2,000mm以下で、夏は比較的に過ごし易く、冬は寒さが厳しい山陰の代表的な内陸型気候である。11月の中頃から雪が降り始めることがあります、時には3月の中頃まで降雪がある。</p>	時点修正
10	<p>(3) 人口分布 人口は、令和2年3月31日現在で12,324人、65歳以上人口は、5,361人で高齢化率は43.5%と高く、奥出雲町三成地区と横田地区に集中している。 令和2年3月31日現在</p> <p>令和2年3月31日現在</p>	<p>(3) 人口分布 人口は、令和6年3月31日現在で11,214人、65歳以上人口は、5,153人で高齢化率は46.0%と高く、鳥上地区、亀嵩地区、八川地区と馬木地区の高齢化率が高い。 令和6年3月31日現在</p> <p>令和6年3月31日現在</p>	時点修正

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要																		
10	<p>(4) 道路・鉄道の位置等</p> <p>国道314号は、平成4年に二重ループ橋が開通し、山陽方面への交通の便が大幅に向上了し、中国自動車道へのアクセスも1時間程度と大幅に短縮された。国道432号は、山陽と県都松江市を結ぶ主要な道路として位置付けられており、平成13年に県境から三成地内まですべて二車線に改良された。この結果、交通量が大幅に増加し、交流、観光面で大きな効果が現れている。松江市へは約1時間、出雲市へ約50分、広島市瀬戸内側へは2時間30分から3時間で通じている。</p> <p>町内の幹線道路、また集落間を結ぶ道路は、そのほとんどが山間の谷間に沿って整備されており、急カーブや坂道が多く交通条件は必ずしも良好とはいえない。</p> <p>幹線道路である国道の改良率は100.0%、県道70.2%、生活道路である町道は61.8%（平成31年4月1日現在）の状況が示すように整備が遅れており、住民生活及び社会経済基盤として一層の整備が必要である。</p>	<p>(4) 道路・鉄道の位置等</p> <p>国道314号は、平成4年に二重ループ橋が開通し、山陽方面への交通の便が大幅に向上了し、中国自動車道へのアクセスも1時間程度と大幅に短縮された。国道432号は、山陽と県都松江市を結ぶ主要な道路として位置付けられており、平成13年に県境から三成地内まですべて二車線に改良された。この結果、交通量が大幅に増加し、交流、観光面で大きな効果が現れている。松江市へは約1時間、出雲市へ約50分、広島市瀬戸内側へは2時間30分から3時間で通じている。</p> <p>町内の幹線道路、また集落間を結ぶ道路は、そのほとんどが山間の谷間に沿って整備されており、急カーブや坂道が多く交通条件は必ずしも良好とはいえない。</p> <p>幹線道路である国道の改良率は100.0%、県道70.8%、生活道路である町道は62.4%（令和6年4月1日現在）の状況が示すように整備が遅れており、住民生活及び社会経済基盤として一層の整備が必要である。</p>	時点修正																		
	第5章 奥出雲町国民保護計画が対象とする事態	第5章 奥出雲町国民保護計画が対象とする事態																			
	1 武力攻撃事態	1 武力攻撃事態																			
	2 緊急対処事態	2 緊急対処事態																			
	第2編 平素からの備えや予防	第2編 平素からの備えや予防																			
	第1章 組織・体制の整備等	第1章 組織・体制の整備等																			
	第1 奥出雲町における組織・体制の整備	第1 奥出雲町における組織・体制の整備																			
	1 奥出雲町の各課室における平素の業務	1 奥出雲町の各課室における平素の業務																			
13	奥出雲町の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 【奥出雲町の各課室における平素の業務】	奥出雲町の各課室は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。 【奥出雲町の各課室における平素の業務】	組織変更に伴う修正																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th><th>平素の業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>健康福祉課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>町民課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>建設課 <small>農林土木課</small></td><td>・復旧に関すること</td></tr> </tbody> </table>	部局名		平素の業務	総務課	(略)	健康福祉課	(略)	町民課	(略)	建設課 <small>農林土木課</small>	・復旧に関すること	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部局名</th><th>平素の業務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>健康福祉課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>町民課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>建設課</td><td>・復旧に関すること</td></tr> </tbody> </table>	部局名	平素の業務	総務課	(略)	健康福祉課	(略)	町民課	(略)
部局名	平素の業務																				
総務課	(略)																				
健康福祉課	(略)																				
町民課	(略)																				
建設課 <small>農林土木課</small>	・復旧に関すること																				
部局名	平素の業務																				
総務課	(略)																				
健康福祉課	(略)																				
町民課	(略)																				
建設課	・復旧に関すること																				
	2 奥出雲町職員の参集基準等	2 奥出雲町職員の参集基準等																			
	3 消防機関の体制	3 消防機関の体制																			
	4 国民の権利利益の救済に係る手続等	4 国民の権利利益の救済に係る手続等																			
	第2 関係機関との連携体制の整備	第2 関係機関との連携体制の整備																			
	1 基本的考え方	1 基本的考え方																			
	2 県との連携	2 県との連携																			
	3 近接市町村との連携	3 近接市町村との連携																			
	4 指定公共機関等との連携	4 指定公共機関等との連携																			
	5 ボランティア団体等に対する支援	5 ボランティア団体等に対する支援																			
	第3 通信の確保	第3 通信の確保																			

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要																						
	第4 情報収集・提供等の体制整備	第4 情報収集・提供等の体制整備																							
	1 基本的考え方	1 基本的考え方																							
22	<p>(1) (略) (2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p>	<p>(1) (略) (2) 体制の整備に当たっての留意事項 体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。</p> <p>また、要配慮者に対しての確実な情報伝達に留意する。 なお、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。</p>	県計画に準じた修正																						
22	<table border="1"> <tr><td rowspan="3">施設・設備面</td><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</td></tr> <tr><td>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td></tr> <tr><td>〔新設〕</td></tr> <tr><td>〔新設〕</td></tr> <tr><td rowspan="2">運用面</td><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> </table>	施設・設備面	～(略)～	～(略)～	～(略)～	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	〔新設〕	〔新設〕	運用面	～(略)～	～(略)～	<table border="1"> <tr><td rowspan="3">施設・設備面</td><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>・被災現場の状況をヘリコプターテレビ映像電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。</td></tr> <tr><td>・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。</td></tr> <tr><td>・全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等の国における様々な通信手段との連携を図る。</td></tr> <tr><td>・非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底等を行う。</td></tr> <tr><td rowspan="2">運用面</td><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> </table>	施設・設備面	～(略)～	～(略)～	～(略)～	・被災現場の状況をヘリコプターテレビ映像電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。	・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。	・全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等の国における様々な通信手段との連携を図る。	・非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底等を行う。	運用面	～(略)～	～(略)～	県計画に準じた修正
施設・設備面	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
・被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。																									
・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。																									
〔新設〕																									
〔新設〕																									
運用面	～(略)～																								
	～(略)～																								
施設・設備面	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
・被災現場の状況をヘリコプターテレビ映像電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。																									
・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。																									
・全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）等の国における様々な通信手段との連携を図る。																									
・非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底等を行う。																									
運用面	～(略)～																								
	～(略)～																								
23	<table border="1"> <tr><td rowspan="6">運用面</td><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</td></tr> </table>	運用面	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	<table border="1"> <tr><td rowspan="6">運用面</td><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>～(略)～</td></tr> <tr><td>・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。</td></tr> </table>	運用面	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	～(略)～	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。	県計画に準じた修正								
運用面	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。																								
運用面	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
	～(略)～																								
	・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。																								
24	2 警報等の伝達に必要な準備	2 警報等の伝達に必要な準備																							
	(1)～(6) (略) 〔新設〕 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備 町は、対処に時間的余裕がない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備する。</p> <p>※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-n e t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。</p>	県計画に準じた修正																						

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	
	4 被災情報の収集・報告に必要な準備	4 被災情報の収集・報告に必要な準備	
	第5 研修及び訓練	第5 研修及び訓練	
	1 研修	1 研修	
	2 訓練	2 訓練	
	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	
	1 避難に関する基本的事項	1 避難に関する基本的事項	
29	(1)～(2) (略) (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮 (本文略) 【新設】 _____	(1)～(2) (略) (3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮 (本文略) *2 避難行動要支援者名簿について 武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者名簿を活用することが重要である（「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月）参照）。	県計画に準じた修正
30	_____	避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。 また、災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市（町村）は避難行動要支援者の名簿情報をついて、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。	県計画に準じた修正
	2 避難実施要領のパターンの作成	2 避難実施要領のパターンの作成	
	3 救援に関する基本的事項	3 救援に関する基本的事項	
	4 輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	4 輸送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
	5 避難施設の指定への協力	5 避難施設の指定への協力	
	6 生活関連等施設の把握等	6 生活関連等施設の把握等	
32	(1) 生活関連等施設の把握等 (略) 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管兼担当部局】 国民保護法施行令 各号 施設の種類 所管省庁名 第27条 ~ (略) ~ 9号 ダム 国土交通省 農林水産省	(1) 生活関連等施設の把握等 (略) 【生活関連等施設の種類及び所管省庁、所管兼担当部局】 国民保護法施行令 各号 施設の種類 所管省庁名 第27条 ~ (略) ~ 9号 ダム 国土交通省	県計画に準じた修正 (所管省庁の変更)

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要																																														
32	<table border="1"> <tr> <td colspan="3">第28条 ~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>5号</td><td>核燃料物質 (汚染物質を含む。)</td><td>文部科学省 経済産業省</td><td></td></tr> <tr> <td>6号</td><td>核原料物質</td><td>文部科学省 経済産業省</td><td></td></tr> <tr> <td>7号</td><td>放射性同位元素 (汚染物質を含む。)</td><td>文部科学省</td><td></td></tr> <tr> <td>8号</td><td>毒劇薬 (薬事法)</td><td>厚生労働省 農林水産省</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">~ (略) ~</td><td></td></tr> </table>	第28条 ~ (略) ~			5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省		6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省		7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	文部科学省		8号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省 農林水産省		~ (略) ~				<table border="1"> <tr> <td colspan="3">第28条 ~ (略) ~</td> </tr> <tr> <td>5号</td><td>核燃料物質 (汚染物質を含む。)</td><td>原子力規制庁</td><td></td></tr> <tr> <td>6号</td><td>核原料物質</td><td>原子力規制庁</td><td></td></tr> <tr> <td>7号</td><td>放射性同位元素 (汚染物質を含む。)</td><td>原子力規制庁</td><td></td></tr> <tr> <td>8号</td><td>毒劇薬 (医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (以下「医療品医療機器等法」という。))</td><td>厚生労働省 農林水産省</td><td></td></tr> <tr> <td colspan="3">~ (略) ~</td><td></td></tr> </table>	第28条 ~ (略) ~			5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制庁		6号	核原料物質	原子力規制庁		7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制庁		8号	毒劇薬 (医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (以下「医療品医療機器等法」という。))	厚生労働省 農林水産省		~ (略) ~				県計画に準じた修正 (所管省庁の変更)
第28条 ~ (略) ~																																																	
5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	文部科学省 経済産業省																																															
6号	核原料物質	文部科学省 経済産業省																																															
7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	文部科学省																																															
8号	毒劇薬 (薬事法)	厚生労働省 農林水産省																																															
~ (略) ~																																																	
第28条 ~ (略) ~																																																	
5号	核燃料物質 (汚染物質を含む。)	原子力規制庁																																															
6号	核原料物質	原子力規制庁																																															
7号	放射性同位元素 (汚染物質を含む。)	原子力規制庁																																															
8号	毒劇薬 (医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (以下「医療品医療機器等法」という。))	厚生労働省 農林水産省																																															
~ (略) ~																																																	
34	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 奥出雲町における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は_____調達体制を整備する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奥出雲町が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p>	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 奥出雲町における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係 住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に多くのものから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用することを含め、調達体制を整備する。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2 奥出雲町が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 国民保護措置に関する啓発</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p>	県計画に準じた修正																																														

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
	第2章 奥出雲町対策本部の設置等	第2章 奥出雲町対策本部の設置等	
	1 奥出雲町対策本部の設置	1 奥出雲町対策本部の設置	
40	<p>(1) 奥出雲町対策本部の設置 ①～② (略)</p> <p>③ 奥出雲町対策本部員及び奥出雲町対策本部職員の参集 奥出雲町対策本部担当者は、奥出雲町対策本部職員、奥出雲町対策本部職員等に対し、<u>音参集システム</u>等の連絡網を活用し、奥出雲町対策本部に参集するよう連絡する。 <u>※音参集システム</u> 大規模災害発生時等において、災害種別、規模等を選択することにより、事前に設定した職員（携帯電話等）に対して参集のための災害発生の通知を行うシステム</p> <p>④～⑥ (略) (2)～(8) (略)</p>	<p>(1) 奥出雲町対策本部の設置 ①～② (略)</p> <p>③ 奥出雲町対策本部員及び奥出雲町対策本部職員の参集 奥出雲町対策本部担当者は、奥出雲町対策本部職員、奥出雲町対策本部職員等に対し、<u>電話、FAX、電子メール等</u>等を活用し、奥出雲町対策本部に参集するよう連絡する。</p> <p>④～⑥ (略) (2)～(8) (略)</p>	県計画に準じた修正
44	2 通信の確保	2 通信の確保	
	(1) 情報通信手段の確保 奥出雲町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、電話、同報系防災行政無線、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク：総合行政WAN）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。	<p>(1) 情報通信手段の確保 ① 奥出雲町は、携帯電話、衛星携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、電話、同報系防災行政無線、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク：総合行政WAN）等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。</p>	県計画に準じた修正
45	<p>〔新設〕</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>② 整備・確保する情報通信手段</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急情報ネットワークシステム（E-m-N e t） ・全国瞬時警報システム（J-A L E R T） ・防災行政無線（県と市町村等関係機関相互を結ぶ通信網） ・地域衛星通信ネットワーク (通信衛星を利用して、消防庁、県、市町村等関係機関相互を結ぶ通信網) ・LGWAN（国・都道府県・市町村間を結ぶネットワーク） ・電話、携帯電話、衛星携帯電話、FAX、インターネット ・総合防災情報システム（県、市町村、消防本部等を結ぶ情報共有システム）等 	県計画に準じた修正
	第3章 関係機関相互の連携	第3章 関係機関相互の連携	
	1 国・県の対策本部との県警	1 国・県の対策本部との県警	
	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	
	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
47	<p>① 奥出雲町長は、～（中略）～防衛大臣に連絡する。 (防衛省への連絡窓口については資料編を参照。)</p> <p>〔新設〕</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(1) 奥出雲町長は、～（中略）～防衛大臣に連絡する。 (防衛省への連絡窓口については資料編を参照。)</p> <p>ただし、自衛隊の部隊の派遣の要請に当たっては、自衛隊は、その主たる任務である我が国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意する。</p> <p>① 武力攻撃の状況及び派遣を要請する事由 ② 派遣を希望する期間 ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 ④ その他参考となるべき事項</p> <p>(2) 奥出雲町長は、～（略）～</p>	県計画に準じた修正

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 6 奥出雲町の行う応援等 7 ボランティア団体等に対する支援等 8 住民への協力要請	4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託 5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請 6 奥出雲町の行う応援等 7 ボランティア団体等に対する支援等 8 住民への協力要請	
	第4章 警報及び避難の指示等	第4章 警報及び避難の指示等	
	第1 警報の伝達等 1 警報の内容の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 3 緊急通報の伝達及び通知	第1 警報の伝達等 1 警報の内容の伝達等 2 警報の内容の伝達方法 3 緊急通報の伝達及び通知	
	第2 避難住民の誘導等 1 避難の指示の通知・伝達 2 避難実施要領の策定 3 避難住民の誘導	第2 避難住民の誘導等 1 避難の指示の通知・伝達 2 避難実施要領の策定 3 避難住民の誘導	
57	(1) (略) (2) 消防機関の活動 <p>消防本部及び消防署は、奥出雲町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされており、具体的には要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うことが想定されている。</p> <p>奥出雲町は、奥出雲町の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、雲南広域連合の連合長に対し、消防機関に対して必要な措置を講すべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	(1) (略) (2) 消防機関の活動 <p>消防本部及び消防署は、奥出雲町の避難実施要領で定めるところにより、避難住民の誘導を行うこととされており、具体的には要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、避難行動要支援者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行う。</p> <p>奥出雲町は、奥出雲町の避難住民の誘導に関し特に必要があると認めるときは、雲南広域連合の連合長に対し、消防機関に対して必要な措置を講るべきことを指示するよう求めるなど必要な連携を図る。</p> <p>消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防本部又は消防署と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当する等地域とのつながりを活かした活動を行う。</p>	県計画に準じた修正
	第5章 救援	第5章 救援	
	1 救援の実施 2 関係機関との連携 3 救援の内容	1 救援の実施 2 関係機関との連携 3 救援の内容	
	第6章 安否情報の収集・提供	第6章 安否情報の収集・提供	
	1 安否情報の収集 2 県に対する報告 3 安否情報の照会に対する回答	1 安否情報の収集 2 県に対する報告 3 安否情報の照会に対する回答	
66	(1)～(2) (略) (3) 個人の情報の保護への配慮 <p>① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底する</p> <p>など、安否情報データの管理を徹底する。</p> <p>② (略)</p>	(1)～(2) (略) (3) 個人の情報の保護への配慮 <p>① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないようにするなど、安否情報データの管理を徹底する。</p> <p>② (略)</p>	県計画に準じた修正

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
	4 日本赤十字社に対する協力	4 日本赤十字社に対する協力	
	第7章 武力攻撃災害への対処	第7章 武力攻撃災害への対処	
	第1 武力攻撃災害への対処	第1 武力攻撃災害への対処	
	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	
	2 武力攻撃災害の兆候の通報	2 武力攻撃災害の兆候の通報	
	第2 応急措置等	第2 応急措置等	
	1 避難の指示	1 避難の指示	
	2 警戒区域の設定	2 警戒区域の設定	
	3 応急公用負担等	3 応急公用負担等	
	4 消防に関する措置等	4 消防に関する措置等	
	第3 生活関連等施設における災害への対処等	第3 生活関連等施設における災害への対処等	
	1 生活関連等施設の安全確保	1 生活関連等施設の安全確保	
	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	
	第2 NBC攻撃による災害への対処等	第2 NBC攻撃による災害への対処等	
	1 NBC攻撃による災害への対処	1 NBC攻撃による災害への対処	
	第8章 被災情報の収集及び報告	第8章 被災情報の収集及び報告	
	第9章 保健衛生の確保その他の措置	第9章 保健衛生の確保その他の措置	
	1 保健衛生の確保	1 保健衛生の確保	
	2 廃棄物の処理	2 廃棄物の処理	
79	(1) (略) (2) 廃棄物処理対策 ① 奥出雲町は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生 活衛生局作成) 等を参考としつつ、廃棄物処理体 制を整備する。 ② (略)	(1) (略) (2) 廃棄物処理対策 ① 奥出雲町は、地域防災計画の定めに準じて、「災害廃棄物対策指針(改訂版)」(平成3 0年環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室作成) 等を参考としつつ、廃棄物処理体 制を整備する。 ② (略)	県計画に準じた修正
	第10章 国民生活の安定に関する措置	第10章 国民生活の安定に関する措置	
	1 生活関連物資等の価格安定	1 生活関連物資等の価格安定	
	2 避難住民の生活安定等	2 避難住民の生活安定等	
	3 生活基盤等の確保	3 生活基盤等の確保	
	第11章 特殊標章等の交付及び管理	第11章 特殊標章等の交付及び管理	
	第4編 復旧等	第4編 復旧等	
	第1章 応急の復旧	第1章 応急の復旧	
	1 基本的考え方	1 基本的考え方	
	2 公共的施設の応急の復旧	2 公共的施設の応急の復旧	
	第2章 武力攻撃災害の復旧	第2章 武力攻撃災害の復旧	
	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等	
	1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
	2 損失補償及び損害補償	2 損失補償及び損害補償	
	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	3 総合調整及び指示に係る損失の補てん	

奥出雲町国民保護計画新旧対照表

頁	現 行	修 正	摘要
	第5編 緊急対処事態への対処	第5編 緊急対処事態への対処	
	1 緊急対処事態	1 緊急対処事態	
	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達	
	資料編	資料編	
	<input type="radio"/> 関係機関の連絡先	<input type="radio"/> 関係機関の連絡先	
	【国・県機関】 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	【指定行政機関】 【指定地方行政機関】(国の関係出先機関) 【自衛隊】 【関係自指定公共機関】 【指定地方公共機関】 【県(出先機関を含む)】 【隣接市町】 【消防機関】 【報道機関】 【その他の関係機関】 (略)	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)
			県との協議による 追記
	<input type="radio"/> 参集した職員の所掌事務	<input type="radio"/> 参集した職員の所掌事務	
	<input type="radio"/> 避難実施要領のパターン	<input type="radio"/> 避難実施要領のパターン	
	<input type="radio"/> 生活関連等施設の安全確保措置(水道)	<input type="radio"/> 生活関連等施設の安全確保措置(水道)	
	<input type="radio"/> 奥出雲町国民保護対策本部 組織構成及び機能	<input type="radio"/> 奥出雲町国民保護対策本部 組織構成及び機能	
104	付紙1 参照	付紙2 参照	組織改編に伴う変更
	<input type="radio"/> 各諸様式 〔新設〕 _____	<input type="radio"/> 各諸様式 ○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準(平成25年内閣府告示第229号)	
122	〔新設〕 _____	「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」を追録	県との協議による 追記
	〔新設〕 _____	○ 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成17年総務省令第44号)《安否情報報告様式》	
129	〔新設〕 _____	「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」を追録	県との協議による 追記
	〔新設〕 _____	○ 火災・災害等即報要領	
132	〔新設〕 _____	「火災・災害等即報要領」を追録	県との協議による 追記